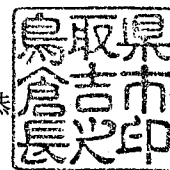


倉吉市告示第 142 号

次の書類は、通常の方法により送達することができないので、地方税法（昭和 29 年総理府令第 23 号）第 20 条の 2 の規定により、このとおり公示送達する。なお、当該書類は、次の所管において保管しているので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 8 月 7 日

倉吉市長 広田 一恭



送達を受けるべき者（氏名）	送達すべき書類	所管	その他必要な事項
池内 大地	地方税法第 458 条の規定による書類	税務課	